ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した

大阪独自の生活困窮者自立支援のための新たな仕組みづくり研究会設置要綱

（設置）

第1条　第3期大阪府地域福祉支援計画に基づき、民間資金で公的事業を進めるソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用し、社会的課題（生活困窮者の自立・就労を推進）の解決に資する大阪独自の新たな生活困窮者自立支援スキームの構築に向けて、学識経験者や社会福祉関係者等、幅広く意見を求めるため、ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用した大阪独自の生活困窮者自立支援のための新たな仕組みづくり研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

（研究内容）

第2条　研究会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について研究する。

一　生活困窮者自立支援（特に就労支援）に関すること

二　ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の活用に関すること

三　大阪独自の新たな生活困窮者自立支援スキームに関すること

（組織）

第３条　研究会は、必要な最小限の構成員で組織する。

２　構成員は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めることとする。

３　構成員の任期は、平成28年3月31日までとし、検討状況に応じて、再任することができる。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残期間とする。

（会議）

第４条　研究会は、地域福祉推進室長が招集し開催する。

２　研究会の進行は、座長を定めて行うことができる。

３　地域福祉推進室長が必要と認めるときは、研究会の構成員以外の者の出席を求めることができる。

（謝礼金等）

第５条　構成員の出席の謝礼金の額は、日額8,200円とし、出席の都度支給する。

２　構成員の費用弁償については、「職員の旅費に関する条例」（昭和四十年大阪府条例第三十七号）に準じて支給する。

３　構成員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、謝礼を支給しない。

４　意見の聴取の為、出席を求めた構成員以外の者の謝礼等は構成員の例による。

（庶務）

第６条　研究会の庶務は、地域福祉推進室地域福祉課において行う。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、地域福祉推進室長が定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、平成27年11月26日から施行する。